

**公取協会員ディーラー8社に対し、消費者庁が措置命令  
— 「車両用クレベリン」の除菌効果等が得られる期間に関する不当表示 —**

消費者庁は、2024年3月19日付で、公取協会員ディーラー8社を含む10社に対し、「車両用クレベリン」と称する役務に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認))が認められたため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

**<違反事実の概要(3月19日付)> ※太枠内(No.③~⑩)会員事業者**

No.	事業者名	所在地	代表者	表示(開始)時期
①	株式会社デンソー	愛知県	代表取締役 林 新之助	2022年8月18日~
②	株式会社デンソーソリューション	愛知県	代表取締役 新竹 敦	2022年8月12日~
③	トヨタカローラ札幌株式会社	北海道	代表取締役 田中 浩至	2022年10月31日~
④	埼玉トヨタ自動車株式会社	埼玉県	代表取締役 嶋田 光剛	2022年11月9日~
⑤	トヨタモビリティ中京株式会社	愛知県	代表取締役 山本 正夫	2023年4月18日~
⑥	ネットトヨタ高松株式会社	香川県	代表取締役 朝倉 一	2022年10月31日~
⑦	東海マツダ販売株式会社	愛知県	代表取締役 大貫 秀樹	2022年12月20日~
⑧	株式会社神戸マツダ	兵庫県	代表取締役 橋本 覚	2022年12月20日~
⑨	株式会社広島マツダ	広島県	代表取締役 山根 一郎	2022年10月31日~
⑩	株式会社西四国マツダ	愛媛県	代表取締役 江藤 忠義	2022年12月20日~

**■車室内において除菌効果等が得られる期間に関する不当表示**

本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように表示をしていたが、消費者庁が規定に基づき、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、10社から資料が提出されたものの、いずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

●詳細については、以下の消費者庁ホームページをご覧ください。

【2024年3月19日付 措置命令】 <https://www.caa.go.jp/notice/entry/036663/>

会員各社におかれましては、車両に関連する部用品についても、その表示内容が適正なものであるかを確認するなど、表示管理体制等を整備するとともに、適正な表示を行われますよう、お願いいたします。

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで  
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112